週商業観光課☎70·5685

市では、地域での創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、28年1月に国の認定を受け、市内において創業を目指す方への支援に取り組んでいます。

市、綾瀬市商工会、金融機関(きらばし銀行、かながわ信用金庫、商工組合中央金庫、横浜信用金庫、神奈

川銀行)と連携して「あやせ創業支援プラットフォーム」を立ち上げ、ワンストップ窓口相談の設置、創業スクールの開催のほか、創業応援窓口の設置などを行い、創業を目指す方と創業者の必要な知識(経営、財務、人材育成、販路開拓など)の向上を図るとともに、各ニーズに合わせた総合的な支援を次のとおり実施しています。

特定創業支援等事業

市が創業支援等事業計画の中で特定創業支援等事業に位置付けている創業スクールや窓口支援を受けた創業者・創業希望者は、株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減や、創業2か月前から対象となる無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例を、事業開始6か月前から利用できるなどの支援を受けることができます。

綾瀬市商工会が実施する創業スクール(プレセミナーを6月16日(日)、スクールを9月29日~10月27日の毎週日曜日(全5回)に開催予定)と、連携金融機関(商工組合中央金庫を除く)が実施する創業応援窓口を同事業に位置付けており、支援を受けるには、市が発行する同事業による支援を受けたことの証明書が必要となるので、支援を希望する場合は、同課に相談してください。

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

市内での魅力ある創業を促進するため、市内で創業か新事業に挑戦する第二創業者に対して、その創業に必要な経費の一部を補助します。

対

▶次の項目全てに該当する方▷市内に事業所を置くか置く予定である▷産業競争力強化法に規定する同計画の認定を受けた市区町村から、特定創業支援等事業による支援を受けたか受ける予定である▷中小企業者か中小企業者となる予定である▷中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種である▷補助事業期間に個人開業か会社などの設立を行い、その代表となるか、既存事業以外の新事業を開始する▷納期限の到来した国税、都道府県税と市町村税を完納して

いる〉市商店街空き店舗活用支援事業補助金か同様の趣旨の他の補助金(国や県によるものを含む)などの交付、交付決定を受けていない〉市暴力団排除条例第2条第2号~第5号の規定に該当しない〉次のいずれかに該当する事業を営んでいないか営もうとしていない①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可か届出が必要な事業②他の方が行っていた事業を継承して行う事業③フランチャイズ契約かこれに類する契約に基づく事業④公序良俗に反する事業や補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

●補助対象経費

▶建物の賃貸借契約上の3か月分の賃料(不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金などを除く)▶新たに開設する事業所の外装、内装、設備にかかる工事費用(市内の事業者に発注する費用に限る)▶設備の購入にかかる費用▶販売の促進にかかるパンフレット作製、広告掲載、ホームページ製作など広告宣伝費用

事前着手したものも対象となる場合があります。 事前着手の場合は承認が必要です。

●補助事業期間

交付決定の日~来年3月5日(開店日が来年3月5日 以前の場合は、開店日まで)

●補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限100万円

●募集締め切り

6月5日17時

同課にある申請書(市ホームページからダウンロー ド可)に記入し、必要書類を添えて同課へ直接

●その他

7月に開催する審査会で、交付事業者を決定



各種補助金を実施

圆工業振興企業誘致課☎70.5661



市内中小企業の持続的な事業展開を支援するため、各種制度を実施しているので、ぜひ利用してください。

いずれも申請内容により受け付けできない場合 があるので注意してください。公募期間内に予算 額以上の申請があった場合、抽選となります。

■同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、4月15日~5月10日に同課へ直接

(1) 受注拡大支援補助金

市内中小企業の受注拡大に要する経費の一部を 補助します。補助額は補助対象経費の3分の2以内 で20万円を限度。 対ホームページ開設費、製品PR動画作成費など

(2) 事業拡大設備導入補助金

市内中小企業の設備導入に要する経費の一部を 補助します。補助額は補助対象経費の3分の2以内 で300万円を限度。

図生産性向上や販路拡大のために必要な300万円以上の機械器具装置などの導入費など

3 ダイバーシティ経営推進補助金

女性と障がい者の雇用や働きやすい職場環境を整備するために必要な経費の一部を補助します。 補助額は補助対象経費の3分の2以内で80万円を限度。



協働で公共サービスを実現

間市民協働課☎70.5640

来年度市民提案型協働事業の提案募集

地域の課題解決に向け、市民の皆さんの自由な発想を生かした同事業の提案を募集します。

市民活動団体が企画・立案し、市と協働で事業を行うことで、地域の課題解決や市民生活の向上を目指すものです。

皆さんの意欲と行動力で、市民協働によるまちづくり を進めませんか。

■対象事業

- ①公益的な事業で、協働で実施することで地域課題の 解決が図られるもの
- ②具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
- ③協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することで相乗効果と住民の自治力の向上が期待できるもの ④収支の見積もりなどが適正であるもの
- ⑤市民活動団体と市が信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができるもの



対

次の要件を全て満たす市民活動団体

- ①2人以上で構成されている
- ②運営に関する規約や会則があり、予算・決算を適正 に行っている
- ③営利を目的としない

■実施期

来年4月1日~平成33年3月31日(複数年にわたる事業の場合は毎年度の提案が必要)

■選考方法

市民活動推進委員会委員や有識者、市職員で構成する審査委員会で、事業の採否を決定

申

同課、市民活動センターあやせ(中央公民館内)、保健福祉プラザ、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館にある応募の手引き(市ホームページからダウンロード可)を参照し、エントリーシートに記入の上、4月26日~5月31日に、同課へ直接(要事前連絡)

■制度説明と相談

協働する担当課が分からない場合や企画内容が協働 事業に該当するかどうかについては同課へ問い合わせ てください

▶相談期間 4月26日(金)~5月31日(金) 8時30分~ 17時(要予約・時間応相談)